

## 大磯町監査公表第5号

### 監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により令和7年4月22日付で提出された大磯町職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を行った結果を次のとおり公表する。

令和7年6月19日

大磯町監査委員 脇 廣

同 玉虫 志保実

#### 第1 請求人

(略)

#### 第2 請求の内容

請求人から令和7年4月22日に提出された大磯町職員措置請求書及びその事実を証する書面は、以下のとおり（一部修正を加えた部分を除き、原文のとおり記載）。

##### 大磯町職員措置請求書

###### 大磯町長に関する措置請求の要旨

###### 1 請求の要旨

###### (1) 対象となる財務会計上の事実

令和4年6月に横溝障害福祉センターからおおいそ福祉会が退去し、同センターの「今後の利用について」大磯町は「大磯・知恵ラボ」を立ち上げ、広く福祉団体や利用者・住民等に意見を募り、令和4年8月、町長に結果の報告をした（証1）。その報告において2階の作業スペース等に関しては、

- 障害福祉サービス事業所が中心となり、既存の厨房機能を活かし、飲食できる事業を展開する。
- 現在ある2階部分の駐車場に隣接している土地を有効活用し駐車場の拡大を検討することを提案したい。
- 1階の中庭に、テーブルやイスを配置し、飲食できるような場となると障害福祉センターを利用する方の憩いの場ともなり、利用する人数も多くなれば自ずと飲食等を提供する事業所や福祉ショップを利用する住民等も増えると考える。

とした。そこで大磯町福祉課は障害福祉サービス事業所3団体からなる「福祉作業所等連絡会」に

2階の利用方法を委ねた。3団体は協議し、1団体が認定農業者（団体）である事から「農家レストラン」事業を従前とおり障害サービス事業（就労支援b型）所として活用することを決め、大磯町にその旨の報告をした。

いっぽう、大磯町は「大磯・知恵ラボ」の主旨に則り「既存の厨房を活かし、飲食できる事業を展開するため」食堂のリニューアル工事を行うことを決め、公募型プロポーザルにより、令和5年10月25日、大磯町長池田東一郎（以下「町長」という。）は株式会社乃村工藝社（以下「乃村工藝社」という。）代表取締役奥本清孝に対し「横溝千鶴子記念障害福祉センターリニューアル業務委託」に係る優先交渉権者の選定結果について（通知）（証2）で、乃村工藝社を同事業の優先交渉権者と決定した。

しかし、その後の運営を巡る福祉作業所等連絡会と大磯町の折衝で、大磯町は従前の使用団体の退去の際のトラブルを挙げ、特定の団体には貸借しないとの方針を掲げ、レストラン事業を1団体ではなく「3団体の共同運営」とか「障害者（利用者）は本体（福祉作業所）からの出張扱いで」とそれまでの経緯を無視する形での主張をし始めた。

福祉作業所事業（就労支援b型）には設備基準があり、活動場所・休憩室等を自ら所有あるいは貸借する事がその要件である。3団体の共有ではこの基準に適合しないし、出張扱いでは調理はできず販売程度の作業しかできない。従ってこの両案での実施はいずれも違法行為で所轄庁（県障害サービス課）の認可は不可能である。

そうすると、「福祉作業所」の運営はできず、農家レストラン事業（証3）を発起した団体は、既に90万円の資金と6ヶ月間の時間を献立の検討や開業準備に費やしていたし、本件の大磯町との折衝も半年となり、このままでは徒労に終わるのは目に見えていて、この事業を断念する事を決め、その旨を大磯町に伝えた。

「既存の厨房を活かし、飲食できる農家レストラン事業」は駐車場の拡張や中庭整備も含めた関連事業を含めると約4500万円もの莫大な費用を費やしたもの、現在そこで働く障害者は売店で数時間程度働く出張扱いの数名のみであり、結果としてそこに従前通りの福祉作業所（障害者）は存在せず、「行政の住民・福祉団体に対する詐欺行為」「故横溝氏の本障害福祉センター設立の遺志に対する背信行為」である。

さて、乃村工藝社及び町長は、令和5年11月14日に11,440,000円（税込）で「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」工事請負契約書（証4）を受注者及び発注者として締結し、完成後の令和6年3月22日、乃村工藝社の請求書により令和6年4月26日に、重大な設計変更が有ったものの、同額の11,440,000円を支払った（証5-1ないし3）。

## （2）その行為が違法又は不当である理由

### ア 違法行為

#### ①随意契約について

地方自治法234条1項及び同条2項は、普通地方公共団体の締結する契約について、一般競争入

札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置付けたものであると解されている。

例外的な方法の1つである随意契約については、地方自治法施行令167条の2第1項各号に掲げられた場合に限り許され、相応の理由がないときは許されず違法となる。

従って、契約締結に至る過程において、一般競争入札によるそれに比べて、より高い透明性が求められ、また、故横溝氏の「働く障害者への支援」を目的とした寄付によって完成し、町民及び障害者に今後の使い方を諮詢して、住民に開放される公益性の高い施設に関する企画競争の実施については、より高い行政の説明責任が求められる。

総務省は随意契約の短所を、「地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば、不適正な価格によって行われがちである」とし適正な価格に基づいて行うよう求めている。

随意契約である公募型プロポーザル方式は、高度な知識や高度な技術・創造性などが要求される業務について、複数の事業者から企画・技術等の提案を受け、その中から実績・能力等を総合的に評価し、業務の目的に最も適した企画・技術等を有する事業者を選定する方式であり、地方自治法施行令167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとし、締結するものとされている。

さて、本件委託事業の目的は「食堂等リニューアル」とされている。リニューアルとは社会通念上「新しくすること」「改修」「改装」とされる。

本件について具体的に言及すると、椅子・床・照明は、用途は同じで単に「新しくすること」に、フロントサッシ（玄関ドア）は当初の交換から改装に、壁は「改装」通り、新設はワークショップ（共同作業）としてロールスクリーン10基（後に既製品に変更）と大机2台と小机6台（設計特注品）の製作、通路と食堂を仕切るパーテイション（合板：設計特注品）の製作である。

そうすると、ロールスクリーン10基と机8台のデザイン仕様が「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するか否かがプロポーザル方式の適用が許されるか否かの最大の争点となる。

この机は使用開始前に机の表面の面積より脚の構造が矮小で容易に転倒するという安全安心の観点から不良品（証6）との事態が、関与していた障害者団体のシェフを予定していた方の指摘で発覚した。そして1本脚から4本脚（証7）に業者負担で改修をしたし、イベントを催して製作した机表面の野菜のペイント画は実際の使用が始まったときに、机表面の消毒のためのアルコール噴霧によって布巾に塗料が溶け出し、机の上部にガラス板を設置する対応を大磯町の負担（約11万円）で余儀なくされた。そのような机は一般的とはいえないが、高度な「創造性」の産物とは言えず、品質不良品との評価からすると高度な知識・技術がそれに有るはずもない。

これらから勘案すると本件は「性質又は目的が競争入札に適しないもの」には該当しない。本件「リニューアル工事」事業はプロポーザル方式で実施すべき事業ではなく、しかもプロポーザル方式を採用する案件かどうかの協議さえも行われていない（証8）。従って、安易にプロポーザル方式を採用していく、選考過程・選考手続きにおいて重大な法的瑕疵がある。

## ②入札上限額の 11,440,000 円の根拠について

表題について大磯町に情報公開（証9）したところ作成者不明の見積（証10）が提示された。さらにこの見積の詳細を情報開示請求したが、証拠資料は滅失しているが、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「C. C. C」という。）が作成者であることを口頭で受けた。また、見積書を受けるために相手方に提示した資料は、今は保有していない（証11）とのことであった。

執行機関は、令和4年夏頃に本件に関する見積りをC. C. C 1社に依頼したらしい。通常は複数の見積が必要とされ、1社の見積に信頼性はない。

C. C. Cは当時、「蔦屋」による書店事業・音楽映像ソフト販売事業、「スターバックスコーヒー」によるカフェ事業等を行っていたし、図書館の運営委託事業では様々なトラブルを抱えていた会社である。従って、C. C. Cに「リニューアル工事」の見積もりを、いわば「畠違い」の当該会社に依頼することの必然・妥当性はまったくない。

この見積書（証10）の「梅プラン」の内装工事費 8,000,000 円、家具・食器・備品類 3,000,000 円が乃村工藝社の見積額の内装工事費 6,980,000 円、什器 3,420,000 円の見積書に近く、これが上限額の算定の根拠として開示された。しかし、この「梅プラン」見積の根拠となる提示仕様書がなく滅失（証11）されており、上限額 11,440,000 円が妥当なのかの精査は不可能である。

予算決算及び会計令（予定価格の決定方法）第80条の2項は「予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」としている。国や自治体が予定価格を作成するのは「適切な契約」を行うためであり、国や自治体の契約は、民間同士の契約以上に適切である」ことが求められると考えられている。

財務省通達『公共調達の適正化について（平成18年8月25日）』では、「公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民（住民）から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。」としているがこれに抵触している。

また、実施しなかった工事やデザインも多々あるのにも拘わらず、見積額と実施額（支払額）が同一であることも疑問であり、精査し積算すべきであった。

当方は平塚市の元某工務店社長と某建設会社社長にリニューアル工事に係るすべての実物を細部に至るまで見ていただき、工事費はいくら掛かったかと税別の金額を推測していただいたところ、ひとりは600～700万円、ひとりは600万円であった。実は 10,400,000 円と明かすと驚いていた。

結果として入札が1社でそれも上限額 11,440,000 円と同額、工事内容の変更があるにも拘わらず支払額が同額となると、これは諸手続きに問題行為があり、財務上の損失が生じたと状況証拠は示している。

## イ 不当行為

### ①プロポーザル方式の採用について

競争入札が原則のところ、什器及び内装を別々に実施することの方が自然で入札の参加団体が多く見込まれるのに、例外の随意契約の公募型プロポーザル方式でしかも什器及び内装を一社でする事の妥当性・蓋然性がないにも関わらず、その事について協議さえもされていない。

### ②応募期間について

本事業の募集要項（証12）等の公表から締め切りまでの日程は次の通りである。

令和5年9月19日（火）	募集要項等の公表
令和5年9月25日（月）	現地見学会申込み提出期限
令和5年9月26日（火）	現地見学会
令和5年9月29日（金）	参加申込書及び質問書の提出期限

予算決算及び会計令第74条は少なくとも10日前までに公告する事を義務づけている。9月19日の公表から9月29日までの10日間は法定の最小の期間である。公告から現地見学会申込み提出期限までは実質（営業日）4日間、募集要項等の公告から参加申込書の提出期限までは実質（営業日）8日間である。

参考までに、平塚市のホームページから2023年・2024年の公募型プロポーザルについて、広告から参加申込書の提出期限までの日数を13例について調べたところ、平均24.5日で最長は58日、最短は14日であった。

本件については、おおいそ福祉会の退去は令和4年6月なのでそれから1年3ヶ月あまりの期間が経過し、年度内の完遂の予定からすると特段の急ぐ事情もないのに、短い期間の公告期間と設定するのは拙速とのそしりは免れない。そして応募が1社しかも上限額と同額での落札という社会通念上は起こり得ないことが現実として起こったことを勘案すると、競争参加状況が漏れていたのではないかとの疑念が生じる事態である。

### ③選定審査について

審査委員の構成は部長職5名で審査委員長は本件の担当部長である（証13）。府内部長会議のメンバーが審査を担うとなると馴れ合いの審査となることは必定である。このような内部審査では公正・透明な審査はあり得ず、住民の信頼を得ることはできない。

京都府では「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」（証14）を作成、先駆的な取り組みをしてきた。平成28年に初回の改正後も4度の改正を経て令和5年版では、当初の公募型プロポーザルの評価基準の策定の段階から行政のコンプライアンス違反防止の観点から複数の外部有識者の意見聴取が定められている。大磯町とは対極にあり、どちらが施策上優れているかは歴然である。

さて、審査会における費用（価格）評価点は全員が10点の配点で中間点の5点を付けている（証

15)。上限額を下回る金額についてはその中で最も低額のものが10点となり、そこから按分して点数は1点から9点まで付けられるのがその趣旨である。そうすると上限額と同額の11,440,000円については、得点は無しの0点が当然である。

然るに、上限額が設定されている場合の計算式は、

$$(提案上限額 - 提案見積額) \div (提案上限額 - 最低提案見積額) \times 配点$$

である。本件について、提案上限額に対し同額の提案額であり費用（価格）評価点は当然ながら同様に0点となる。

しかし、5名全員の採点は中間点の5点と採点していて、不当である。しかも全員が同一の5点となっていて明らかに事前に示し合わせていて、この観点からも馴れ合い審査で不当である。（この審査会の議事録を情報公開請求したが、実施について延期の通知が来ている。）

### (3) 大磯町に生じた損害と請求する措置の内容

上限額の11,440,000円（税抜）の根拠資料として情報公開請求（証9）したが、大磯町が提示したC.C.Cの見積書の作成に係る大磯町の仕様書はない（証11）。また見積書（証16）及び実施後の確定の金額について情報公開したもの、什器（証17）及び内装工事（証18）の個別品名と個数そして什器の総額・内装工事の総額しか開示されていない。しかも什器は肝要のデザイン調整費が按分され明確になっていない。その他は非開示で、その理由は「公開することにより法人等に不利益を与えると認められる情報」とされている。

令和6年11月11日付（証19）及び12月24日付（証20）で情報の開示を求めて審査請求しているが、審査委員の新年度からの交代とかでしばらく停止状態で進んでいない。

これらが公開されれば、本件の核心であるデザイン費の価格が適正なのかの精査が可能になる。もし適正でないとすると違法行為となり適正額との差額を植地町民福祉部長、池田町長、宮代課長に連帶しての損害賠償を求める。

また、机の上部のガラスの設置費は乃村工藝社の設計ミスであり製造者として負担すべきで、大磯町は負担した同額を乃村工藝社に請求すべきである。

然もなくば、植地町民福祉部長、池田町長、宮代課長に連帶してのその損害賠償を求める。

### 証拠説明書

証	標目	作成年月日	作成者	立証措置
1	ご報告	R. 4. 8. 23	大磯・知恵ラボ事務局	おおいそ福祉会退去後の「横溝障害福祉センターの今後の利用について」町長への住民主導の政策提言

2	横溝千鶴子… 選定結果について(通知)	R. 5. 10. 25	大磯町長	リニューアル業務委託先として乃村工藝社を優先交渉権者として選定したこと
3	写真	R. 6. 8月頃	本件請求者	農家レストラン事業の実施の方向で活動していたこと
4	工事請負契約書	R. 5. 11. 14	乃村工藝社	リニューアル業務委託を乃村工藝社が11, 440, 000 円で(税込)で請け負ったこと
5-1	支出命令書	R. 6. 4. 8	大磯町	内装の7, 678, 000 円の支出命令書
5-2	支出命令書	R. 6. 4. 8	大磯町	什器の3, 762, 000 円の支出命令書
5-3	摘要内訳書	R. 6. 4. 8	大磯町	什器の内訳、黒塗りの金額
6	写真	R. 6. 5月頃	本件請求者	容易に転倒する脚の構造
7	写真	R. 7. 4. 16	本件請求者	4本脚に改修したこと
8	行政情報不存在決定通知書	R. 7. 3. 17	大磯町	プロポーザルにしたことの議論について資料はないこと
9	行政情報決定通知書	R. 6. 11. 19	大磯町	上限額の根拠資料の情報公開請求
10	2階カフェ梅プラン	不明	(C. C. C)	(梅プラン)が該当する事
11	行政情報不存在決定通知書(3枚)	R. 7. 2. 14	大磯町	詳細は滅失。2階図面のみ提示されたこと
12	横溝…募集要項	R. 5年9月	大磯町	業務委託の諸日程、参加資格、上限額等
13	横溝…選定委員会設置要領	不明	大磯町	委員は5名の部長、長は福祉部長としたこと
14	京都府公募型プロポーザル…	R. 5. 11. 28	京都府	「はじめに」で公募型プロポーザル方式の事務マニュアルの目的等が記載、平成28年から5度の改訂と今後も必要な改訂を行うとしていること
15	評価集計表	R. 5. 10. 20	大磯町	77点の出した2名の得点と全員が5点の費用点
16	実施費用に対する提案書	不明	乃村工藝社	10, 400, 000 円の概算整備費内訳書。単価等すべて黒塗りされたこと
17	什器一覧	不明	大磯町	デザイン調整費等を按分して調整

18	内装工事の 6,980,000円の 詳細資料	R. 7. 3. 17	大磯町	内装工事 6,980,000 円の詳細。単価等すべて黒塗りされたこと
19	審査請求書・一 部公開決定通 知書	R. 6. 11. 11	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	行政情報の非開示について単価等の開示 を求めて審査請求をしていること
20	審査請求書・一 部公開決定通 知書	R. 6. 12. 24	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	行政情報の非開示について単価等の開示 を求めて審査請求をしていること

### 第3 請求の受理

令和7年4月22日に受付した「大磯町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付で受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、

- ①令和5年度の「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」、
- ②令和6年度の「大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階食堂テーブルガラス修繕」  
以上の業務の執行が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象事項とした。

#### 2 監査対象部署

町民福祉部福祉課

#### 3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から令和7年5月12日付で陳述の補足及び証拠の提出があり（同日收受）、令和7年5月13日に請求人の陳述を聴取した。

陳述の補足の内容は、以下のとおり（一部修正を加えた部分を除き、原文のとおり記載）。

陳述の補足

令和7年4月22日提出の住民監査請求書に追加の陳述及び追加証拠資料（証21ないし26）、証拠

説明書を提出する。

1. 1 (2) その行為が違法又は不当である理由のア違法行為の②入札上限額の 11,440,000 円の根拠について

- (1) 執行機関は、C.C.C に見積もりを依頼した経緯の資料は作成していない（証 21）とし、根拠の額 11,440,000 円の妥当性を示す資料がないことが明らかになった。
- (2) ペイント面の品質不良（ガラスコーティング等の保護材の欠如）について製造者の責任を問わず、大磯町の予算（修繕費）から（前記の約 11 万円ではなく）131,340 円を支払った（証 22）行為は違法である。

2. 1 (2) その行為が違法又は不当である理由のイ不当行為の①プロポーザル方式の採用について

- (1) 募集要項（証 12）の 2 の参加資格の(1)のイでは「デザイン製作委託」、「内装仕上」及び「什器」について大磯町への登録がある事としているので、この 3 種目について大磯町のホームページの入札情報サービスシステムの資格者名簿から登録の状況について調べた。

「デザイン製作委託」の登録業者数は 235 社（大磯町 0 社）であるが結果的に本件において「デザイン製作委託」は必要のない選択であった。実質として本件事業のデザインと言えるものは机 8 脚とロールカーテンであったが、机は品質の悪い「素人でデザイン」であったし、机にペイントすることがプロポーザルの条件である高度な技術、高度な設計とは言えず、ロールカーテンのデザインは結局実施されず既製品で代用されている。

「内装仕上」は 149 社（大磯町 3 社）、「什器」は 187 社（大磯町 0 社）であった。この 2 種で対応は十分可能であったし徒に「デザイン製作委託」を選定すべきではなかった。（逆に「デザイン製作委託」だけとする選択もある。）

また、この 3 種のすべてに登録をしている業者つまり有資格者は 4 社に過ぎないことが判明した。わずか 4 社の競争にしかならないことについて行政が知らなったはずもなく、1 者の応札、しかも上限額での落札についての要因のひとつと思われる。「什器」「内装仕上」の 2 種の資格要件であつたら対象は 23 社となり、入札結果（応札数、入札金額）も相当変わっていたと推測される。

総務省は随意契約について適正な契約で行われるべき契約がややもすると不適正な価格によって行われがちであるとしていて、これを防止するには多数の者からの応札が必要であることを心がけるべきであり、失当である。

3. 1 (2) その行為が違法又は不当である理由のイ不当行為の③選定審査について

- (1) 見積書採点表によると見積金額が上限額を超えた場合、5 点を付与すると定めた（証 23）が、募集要項（証 12）の 8 企画提案書の提出(8)失格事項のカでは「見積上限金額を超えるとき」は失格となっているから上限額を超える額を提示する者がいるはずもない。

従って、上限額とは最高提示額でありそれで5点との配点は非合理で公平ではない。他の自治体での同様の事例をインターネットで調べたところ1件だけ検索できた（証24）。三重県松阪市は費用の配点を100点中20点として費用を重視し、最安見積提示額者を20点、上限額提示者は0点とし、1～9点をその間で比例配分している。

対する大磯町は、費用について10点の配点であるが配点は上限額を超えると5点、最安見積提示額が10点で6～9点を比例配分するとしている。

松阪市は費用の配点を20点とし、上限額提示者は0点、最安額提示者を20点としてその差は20点で、大磯町は上限額提示者でさえ5点、最安額提示者は10点でその差はわずか5点である。要するにプロポーザルといえども費用を重視する松阪市と、費用を軽視する大磯町との差がある。

地方自治法第2条は

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。

としているが、本件については11,440,000円もの過剰な費用をかけたものの障害者がレストランで調理や接客で働く姿ではなく、かっての如く、40人の障害者が作業する姿はない。従つて、結果からすると「最大の経費で最小の効果」といえるのではないか。

(2) 審査会の議事録（証25）が公開されたが、4名の部長についてすべての発言者は「審査員」、要するに匿名扱いとなつていて脈絡がつかめない最低の議事録であろう。公務員の発言は職務遂行の場合、基本的に氏名の公表はしなければならず、ましてや随意契約の審査に係る議事録であり、責任の所在を明らかにし、公益の観点から誰がどのような発言をしたのかは議事録に記載しなければならない。そうするとこの議事録は無責任な議事録と言える。また、入札の額が上限額と同じであることへの肝心の質問はなされず、審査というべき内容はなく、おざなりで中身の欠如した形だけの審査会であった。

#### 4. 1 (3) 大磯町に生じた損害と請求する措置の内容について

(1) 行政情報一部公開決定通知書（証18）について、非開示の理由について情報公開条例第6条第2号（公開する事により法人等に不利益を与えると認められる情報）としているが、具体的な理由は書かれていません。本事業に至る高い公益性からすると総額10,400,000円、内装工事6,980,000円の開示だけでは足りず、見積書から支払命令書に至る小項目別の金額の提示を求め、審査請求書（証26）を提出した。

## 証拠説明書

証	標目	作成年月日	作成者	立証措置
21	行政情報不存 在決定通知書	R. 7. 4. 21	大磯町	上限額 10,400,000 円の根拠の基礎資料を C. C. C に求めた経緯の資料の開示を求め たが作成していないとの回答
22	行政情報一部 決定通知書	R. 7. 4. 21	大磯町	脚については業者負担で 4 本脚に是際し たこと。ペイント面については 131,340 円 で大磯町の修繕費の予算から支出した事 実。
23	行政情報決定 通知書	R. 7. 4. 21	大磯町	評価基準の概要。実施費用についての採点 は上限金額を超えないときは 5 点を付与、 従って上限額でも 5 点、10 点は上限額の 9 割の場合で、配点は 10 点と少なく、差 も 5 点と小さく、合理的ではない審査基準
24	公募型プロポ ーザルの結果	2016. 1. 13	松阪市	全体の講評、審査採点票・講評では項目別 の具体的な講評が記載されている。最高限 度額での見積額者は 0 点であること。住民 に対する丁寧な情報提供。
25	行政情報公開 決定通知書	R. 7. 4. 21	大磯町	「農家レストラン」への対応についての議 論に終始し、「農家レストラン」が消失し た事から結果的に空虚な議論であったこ と。上限額での応札についてはまったく議 論もなく、発言者がすべて「委員」となっ ていて、無責任かつ脈絡もない議事録。
26	審査請求書	R. 7. 4. 29	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	せめて、内装工事の 13 項目、什器の 3 項 目の小項目の金額を公益性の観点から開 示を求めたこと

## 4 関係課の陳述

町民福祉部福祉課から令和 7 年 5 月 27 日付で弁明書の提出があり（同日収受）、令和 7 年 5 月 30 日に町民福祉部福祉課の陳述を聴取した。

弁明書の内容は、以下のとおり（原文のとおり記載）。

### 1 請求に対する弁明

#### （1）経過について

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター建物明け渡しに係る訴訟（令和元年（ネ）第 3137 号）に

よる和解調書に基づき、社会福祉法人おおいそ福祉会は、令和4年4月末日に明け渡しが完了し、町は、この訴訟の主旨でもある1つの団体が行政財産を占有するような使用方法ではなく、地域の方や障がい福祉団体が公平・平等となる使用方法を検討していくこととしていました。

公平・平等となる使用方法を踏まえ、これまで障がい福祉関係団体からなる利用団体連絡会や4団体で構成されている大磯町福祉作業所等連絡会(以下、「連絡会」という。)等と横溝千鶴子記念障害福祉センター(以下、「障害福祉センター」という。)の今後の活用方法を検討してきましたが、地域住民等にも広く意見を求めていった方が良いのではとの意見から、多くの人が、提案や議論をすることができる仕組みである「大磯・知恵ラボ」(インターネット上のプラットフォーム)を活用し、住民や福祉関係団体等から出た意見を集約し、令和4年8月に「大磯・知恵ラボ」事務局から町に報告書が提出されました。

町は、「大磯・知恵ラボ」の報告書も参考に、故横溝千鶴子氏の「障がい者の支援と自立と更正のために」という遺志も踏まえ、障害福祉センターが障がいをお持ちの方などが、地域の方々との交流により広く活躍できる場となるような活用ができる形として、食堂のリニューアル工事を行いました。また、並行して町内の障がい福祉に関係している事業所が公平・平等に使用することを踏まえて何ができるか一緒に考えてほしいと連絡会に伝え、協議をしてきてています。

連絡会との協議では、障害福祉センターの食堂を活用した飲食ができる場という目的を掲げながら、具体的な使用方法についてお互いの意見交換を行ってきており、就労継続支援B型の「従たる事業所」として活用することも一つの方向性として提示しましたが、連絡会との打合せの際に、1団体から「主たる事業所」を障害福祉センターに置き、農場に施設外就労する運営を希望する旨の話がありました。

この「主たる事業所」を置くことは、前段にある訴訟の原因となった使用方法であり、町は、1つの団体が行政財産を占有するような使用方法ではなく、地域の方や障がい福祉団体が公平・平等となる使用方法として、連絡会と協定を結び、必要に応じた個々の契約をする方法などの提示をしました。

また、町が障害福祉センターの使用場所を指定し、連絡会がその場所をどの事業所が使用するか検討し、食堂部分を事業所の「従たる施設」として事業が展開できないのであれば、他自治体を参考に就労継続支援B型の施設外就労や出張形式での整理を投げかけています。

この時点でも「公平・平等に障害福祉センターを利用するという方向性」は変えずに、それまでの経緯も踏まえてお互いの意見を出し合っている段階でしたが、連絡会に加盟する1つの団体が、「主たる事業所」を置くことができないのであればこの事業から辞退する旨を伝えられました。しかし、その後も一緒に協議を行い、最終的に連絡会の代表として町内の社会福祉法人が、1階に予定していた「福祉ショップ」を2階の食堂部分にて、就労継続支援B型の「出張」として活用する形に決まり、令和6年10月22日に協定を締結しました。

「福祉ショップ」では、連絡会に所属している団体で製作されたパン、焼き菓子、小物などの製作物等、地域の方々が作った野菜、地元の事業者等の製作物などを販売しています。その結果、福

祉ショップの利用者が増加し、事業所の売り上げが向上したことにより、障がい者の工賃向上にも寄与していることや販売している障がいをお持ちの方だけが活躍するのではなく、連絡会に所属する事業所内で製作したものが地域の方々に購入されることにより事業所で製作活動している障がいをお持ちの方も活躍し、障がいや事業所を知つてもらうことから交流が始まることを考えると、請求人の主張にあるような「現在の利用方法が行政の住民・福祉団体に対する詐欺行為」ではなく、「故横溝氏の本障害福祉センター設立の遺志に対する背信行為」でもないと考えます。

## (2) 横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託について

町は、「大磯・知恵ラボ」の報告書を参考に、障害福祉センターの食堂を活用した喫茶等の展開を検討し、予算編成に向けて令和5年度の大磯町総合計画実施計画事業調書を作成するための参考見積を、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「C.C.C」という。）に依頼しました。この「C.C.C」は、県内自治体の公共施設を改修し、指定管理者として運営している比較的特色のある実績があり、自主事業としてカフェの店舗をデザインから運営まで行っている会社であったため、今後の障害福祉センターにおける食堂等の利活用に向け、これまでの検討結果を反映させ、障がいをお持ちの方などが地域の方々との交流により広く活躍できる場となるような再整備(改修)プランの提案と見積りを徴収することとしました。

「C.C.C」の社員が実際に現地に来て、障害福祉センターの食堂部分を確認しています。

その際、障害福祉センターの図面を提示し、内装工事について、床や壁の張替え、照明器具の設置、家具等については、動線なども踏まえ、棚、テーブル、椅子などの設置などを有効的に使用した場合における費用についての見積を依頼し、徴収しており、改修に対する参考見積額は適正であると考えます。

町は、「C.C.C」から提出のあった見積を参考とし、令和5年度の大磯町総合計画実施計画事業調書を作成し、政策担当課や理事者の承認を得て総合計画実施計画として認定され、令和5年度の予算計上を行っています。

この予算の執行に当たり、担当課及び財政課と協議の結果、民間活力の導入によって、障害福祉センターについて、地域の方々との交流の拠点としてより一層活用され、共生社会の推進に資するものとなるような機能強化を図るためのリニューアルとして、民間の企画力やノウハウを最大限に発揮できるよう、事業者からの提案によって、設計・工事・備品調達を一括して発注することとしました。

このため、受注業者の選定方法については、「価格」だけで比較する競争入札ではなく、障がいをお持ちの方が飲食の提供や物販を実施する場合において、民間からのアイデアを取り入れ、共生社会の推進を図るため、企画提案に基づき、内装等において事業の趣旨を踏まえた改修内容を決定し、整備するテーブル、椅子、入り口ドア、床等の什器と調和のとれた「誰もがゆっくり集える場」となるよう、「コンセプト」、「ゾーニング」、「デザイン性」などを踏まえ、総合的な視点から一括した空間整備ができ、連絡会からの意見も反映できると判断したため、地方自治法施行令167条の2第

1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、プロポーザル方式を選択しました。

プロポーザルについては、担当課にて相談・協議、上席や財政課とも協議を行い、「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」公募型プロポーザル募集要項を作成し、財政課にも起案が回議され、決裁を得ています。

また、横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託選定委員会設置要領、横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託選定委員会審査要領、審査基準、見積書採点表を事前に作成し、財政課にも回議を経て決裁を得ているため、選考過程・選考手続きにおいて重大な法的瑕疵はないと考えます。

財務省通達『公共調達の適正化（平成18年8月25日）』では、1. 入札及び契約の適正化を図るための措置（2）随意契約による場合にて「公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。」としており、また、

「二) 企画競争を行う場合には、特定の者が有利とならないよう

- イ 参加者を公募すること、
- ロ 業者選定に当たっては、業務担当部局だけではなく契約担当部局も関与する必要があること、
  - ハ 審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うこと、等により、競争性及び透明性を担保するものとする。」としています。

町は、公募型プロポーザル募集要項をホームページ上で公開し、広く事業者を募集し、公募型プロポーザル募集要項とともに審査基準等も公表しています。

さらに、横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託選定委員会に契約担当部局が審査委員にもなっていることから、財務省通達『公共調達の適正化（平成18年8月25日）』には抵触しておらず、プロポーザル方式の参加表明書の提出までの日数を10日程度の期間を設けたことは、予算決算及び会計令第74条及び大磯町契約規則により、「急を要する場合を除き、入札期間の前日から起算して少なくとも10日前までに入札告示しなければならない」とされていることにも準じています。

公募型プロポーザル募集要項では、参加資格について、「デザイン製作委託」、「内装仕上」及び「什器」の登録があることとしており、共同事業体の参加も可能としていることから、1社がすべての登録を満たさないといけないとしているわけではありません。

横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託選定委員会では、発注審査検討委員会の7級職を委員としました。担当部局、財政部局、建設部局、産業部局及び教育部局など町のあらゆる部局が参加することにより、様々な専門部局からの意見を聴取することで、適正な審査が行われています。現にプロポーザル審査の際、委員からの質疑にて、連絡会からの意見の柔軟な対応が、事業者からは可能であると回答を得ました。そして、連絡会、事業者、町と一緒にリニューアル業務の協議を7回行い、施設改修を実施しました。

また、今回の公募型プロポーザルでは、参加者は1者となりましたが、これは、一般競争入札であっても起こりうることであり、公募型プロポーザル方式で行ったことが原因ではありません。そ

して、具体的な評価の基準については、参加者が1者の場合、「評価点の合計が満点の60%以上かつ60%以上の評価点を付けた委員が過半数以上いた場合、当該参加者を優先交渉権者として選定する。」とあらかじめ定めており、その基準に則って採点を行っています。

募集要項に、「見積上限額を超えるとき」は、失格事項として記載しており、上限額11,440,000円と同額の場合は、失格とはなりません。

また、価格の採点方法については、事前に作成した審査基準、見積書採点表に則り、各委員の裁量によってではなく、一定の基準によって機械的に採点するため、一律の採点結果となるのは当然です。

変更内容については、都度に行われている連絡会、事業者、町との協議において追加や中止といった細かな仕様の変更はあったものの、打合せ簿にて、都度確認し、最終的に契約額の範囲にて対応し、設計内容の変更も含めて財政課の完成検査を受けており、執行に問題はありません。

### (3) 大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階食堂テーブルガラス設置修繕について

「机の上部にガラス板を設置する対応を大磯町の負担（約11万円）で余儀なくされた。」とありますが、このテーブルについては、木の天板に、アクリル絵の具にて、地域住民の方や障がいをお持ちの方が一緒に、オリジナル野菜をスタンプで描いて制作した唯一のものです。

このテーブル製作は、障害福祉センターが、今後、障がいをお持ちの方々と地域の方々との交流の拠点としてより一層活用され、共生社会の推進に資する場となるための一助として、行っているものです。

テーブルの納品に際し、事業者からアルコールを使用して拭かないよう説明を受けました。実際には、アルコール噴霧によって、布巾に塗料が溶け出した事実はありませんでしたが、町は、飲食によるシミ防止、キズ、擦れからの素材保護の観点や耐久性の向上も考慮し、天板の上に、ガラス板を設置したものです。

## 2 結論

以上から、「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」及び「大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階食堂テーブルガラス設置修繕」については、適切に執行しており、請求人の主張には理由がないと考えます。

また、関係課の陳述に立ち会った請求人から、令和7年5月30日付で提出された意見書及び証拠の提出があり（同日收受）、関係課の陳述に対する意見があった。

陳述に対する意見書の内容は、以下のとおり（一部修正を加えた部分を除き、原文のとおり記載）。

## 陳述に対する意見書

大磯町長の令和7年5月27日付弁明書に意見する。

### 1 請求に対する弁明（1）経過について

大磯町は「主たる事業所を置く事は訴訟の原因となった使用方法」だから「地域の方や障害福祉団体が公平・平等となる使用方法」を模索したとの主張をする。

しかし、横溝氏の当該障害福祉センターの設立の理念は、困難な状況下にある障害者福祉作業所に活動場所の提供という支援を計り、経済的な体力を蓄え、いざれは退去（自立）を目指すという崇高な理念に基づいた大磯町に対する多額の寄付であった。

地域・障害者団体が「公平・平等」に使うというと聞こえはいいが大磯町の言う「公平・平等」ではサロン的形態の使用しかできず「大磯・知恵ラボ」で示された横溝氏の遺志（理念）の継承との大義はそこにはなく、働く障害者に資する活動は、40人の障害者が作業していた従前に比べ著しく低下する。

そもそも、訴訟に至ったのは大磯町或いは団体どちらが主導したのかは不明であるが、センターの使用について設立以降毎年の使用許可書による無償使用許可を止め、無期限・無償で使用するとの「覚書」に変更した事に起因する。

覚書は、社会通念上契約のひとつとされるからこの覚書を書き換えることなくそのままにして退去を求めて裁判所に提訴しても大磯町が負けるに決まっていて、実際に大磯町は権利の濫用とされ横浜地裁では敗訴、東京高等裁判所の控訴審では実質敗訴で和解した。

従って、「主たる事業所（主たる活動拠点）」を置く事は訴訟の原因となった使用方法との主張は、的を外れた恣意的な主張で自らの当時の責任を回避する意図がある。（この覚書の大磯町に与えた多大な損害の責任追及（誰がどのような理由・意図で作製したのか）はされていない。）

また、農家レストラン事業は委託された福祉作業所等連絡会が熟慮して決めたことであり、退去了した団体が「主たる事業所」として活動していた方法を踏襲した運営方法であった。しかも、農家レストランを発起した「[REDACTED]」は同じ福祉作業所サービス事業（就b）を始めた新設団体として障害福祉センターからなんの恩恵も受けていないのは同業者に対する不公平・不平等だと主張し、施設の使用を要請してきたという経緯がある。

大磯町の言う「従たる事業所」を大磯町が提示したとの言は虚言で、当初[REDACTED]は「従たる事業所」を申請したが場所の貸借契約はしないと言われている。「従たる事業所」とて「主たる事業所」と同様に場所を貸借契約しなければ障害サービス事業は所轄庁（県障害サービス課）から認可されない。

その後、「主たる事業所」に変更したのは、県の障害サービス課からセンターを「主たる事業所」とすれば4年もの間、劣悪な作業環境の改善を目的とした新棟の建築問題が、敷地内のガラス温室

は神奈川県の規則で認められていないとの理不尽な理由で、県の平塚土木事務所から差し留めになっている事の打開策として、センターを「主たる事業所」とし、農場を施設外支援先とすると新棟は農業用施設として建築が可能になるし、農場とレストランが別個のカレンダーで開業できそちらの希望する土曜日のレストランの開業も可能になるとの高度なアドバイスを頂いたことに依る。

施設外支援については当初、一般社団法人を有志で作りそこに障害福祉作業所3団体が施設外支援で派遣するという案を提示したが却下され、今まで通りの障害サービス事業で行うよう指示されていた。

最終的に、1団体から辞退をする旨を告げられたとの記載があるが福祉作業所等連絡会としてこの話を「お仕舞い」にしたのが事実である（証27）。

3回目の大磯町との会合の前の連絡会の打ち合わせで [REDACTED] は今回の会合でも進展がなければレストラン事業はお仕舞いにしようと考えていると話し同意を求めたところ、やむを得ないとの同意を2団体から得ていた。そして、会合は予想通りのなんの話し合いもなく前日の大磯町の首脳会合で決めたことの押しつけに終始し、進展もないで最後に連絡会会长からレストラン事業の立ち上げは施設の貸借がされなければ物理的に不可能なお仕舞いにする旨の通知がされた。

#### 証拠説明書

証	標目	作成年月日	作成者	立証措置
27	大磯町町長殿	R. 6. 8. 9	大磯町福祉作業所等連絡会	レストラン事業が立ち上がらなかつた経緯

### 第5 監査の結果

#### 1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求、請求人の陳述及び提出書類、関係課の陳述及び提出書類、調査内容、関係法令等から、次の事実を確認した。

（1）令和5年度の「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」について

##### ①公募型プロポーザル方式について

普通地方公共団体における契約の締結については法第234条で規定されており、同条第1項及び第2項の規定から、普通地方公共団体の契約締結の方法は、一般競争入札を原則とし、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に

該当するときに限りできるものとされている。

このうち、随意契約によることができる場合は、法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに該当する場合とされており、その第2号に「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」との規定がある。

公募型プロポーザル方式は、価格による競争ではなく、法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約に該当するものとして整理されている。

## ②事業費について

福祉課は、令和4年9月、「横溝千鶴子記念障害福祉センター改修事業」とする大磯町総合計画実施計画事業調書を政策課へ提出し、同年11月、「横溝千鶴子記念障害福祉センター整備事業」の令和5年度当初予算要求書等を財政課へ提出した。

総合計画実施計画事業調書提出時においては、福祉課は、将来的に横溝千鶴子記念障害福祉センターを指定管理とすることも視野に入れ、施設改修を検討していた。

上述の大磯町総合計画実施計画事業調書、令和5年度当初予算要求書等の提出の際、福祉課は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社から徴取したとされる「カフェ準備業務に係る参考見積」を添付資料として提出し、この参考見積の「2階カフェ（梅プラン）：合計12,100,000円」を基に、令和5年度予算として、工事請負費7,900千円、備品購入費3,773千円、合計11,673千円が措置された。

令和5年9月19日、「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託公募型プロポーザル募集要項」を公表し、事業者の募集を開始した。また、この募集要項に、見積上限額を11,440,000円（税込）と記載した。

事業者の募集に際し、令和5年9月15日、「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託公募型プロポーザルに関する資料の作成及び公募型プロポーザルの実施について」の起案が、財政課の回議を経て、決裁されている。

令和5年9月20日、「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託選定委員会設置要領について」及び「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託選定委員会審査要領について」の両起案が、財政課の回議を経て、ともに決裁されている。

令和5年10月11日、株式会社乃村工藝社は、横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託公募型プロポーザルの企画提案書を町へ提出した。その際、実施費用に関する提案書として、10,400,000円（税抜。税込にすると11,440,000円となる。）とする見積書を町に提出した。

令和5年10月20日、町は、横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託選定委員会を開催し、審査・選考の結果、株式会社乃村工藝社を優先交

涉権者と決定した。

令和5年11月14日、町は、契約額11,440,000円（税込）で、株式会社乃村工藝社と横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託についての契約を締結した。

### ③募集期間について

国の省庁等における一般競争入札の公告については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条で次のように規定されている。

#### （入札の公告）

第74条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

一方、町における一般競争入札の公告については、大磯町契約規則（昭和54年大磯町規則第23号）第3条で次のように規定されている。

#### （一般競争入札の公告）

第3条 一般競争入札を執行しようとするときは、入札期日の10日前までに次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
  - (2) 入札に必要な書類を示す日時及び場所
  - (3) 入札及び開札の日時並びに場所
  - (4) 入札保証金に関する事項
  - (5) 政令第167条の6第2項に規定する事項
  - (6) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに本契約が成立する旨
  - (7) 前各号に掲げるほか町長が必要と認める事項
- 2 (略)

本件監査請求における「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託公募型プロポーザル募集要項」は、令和5年9月19日に公表された。

この日は、参加申込書及び質問書の提出期限である令和5年9月29日の10日前である。

### ④横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）について

本件監査請求における「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」の事業者の選定に際しては、横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託選定委員会設置要領（以下「選定委員会設置要領」という。）及び横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託選定委員会審査要領（以下「審査要領」という。）が、それぞれ令和5年9月20日に定められている。

選定委員会は令和5年10月20日に開催し、事業者のプレゼンテーション、ヒアリング審査、採点及び選考を行った。

選定委員会の委員は、選定委員会設置要領第3条に、大磯町町民福祉部長、大磯町政策総務部長、大磯町都市建設部長、大磯町産業環境部長、大磯町教育部長及びその他町長が必要と認める者のうち6名以内と規定しており、実際には先述の各部長5名が委員となり、選考を行った。

これらの5名の各部長は、大磯町発注審査検討委員会規程（平成30年大磯町告示第44号）で規定された、大磯町発注審査検討委員会を構成する職員である。

審査要領には、企画提案事項、評価の視点、配点について規定されている。また、実施費用に関しては、見積書採点表が定められており、配点表によって金額に応じた計算式で配点することが規定されていた。

##### ⑤設計変更と支払額について

令和5年11月14日、町は、契約額11,440,000円（税込）で、株式会社乃村工藝社と横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託についての契約を締結した。

その後、町、大磯町福祉作業所等連絡会及び株式会社乃村工藝社の間での打ち合わせにより仕様の変更、数量の増減等に伴い、成果に伴う金額が当初の契約額を上回ることとなったが、株式会社乃村工藝社の調整（値引き）により、当初の契約額を変更せずに業務が完了した。

町は、令和6年3月22日の完成検査を経て、当初の契約額と同額を令和6年4月26日に支出した。

#### （2）令和6年度の「大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階食堂テーブルガラス修繕」について

##### ①デザインワークショップについて

令和5年10月11日に株式会社乃村工藝社が提出した企画提案書に、事業者独自の提案として、「みんなでテーブルに描くワークショップ」という実施プロセス案が提示されている。

町と株式会社乃村工藝社との横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューア

ル業務委託の契約締結後、デザインワークショップの実現に向け、町、大磯町福祉作業所等連絡会及び株式会社乃村工藝社との打ち合わせが行われた。

令和6年1月26日、参加者がテーブルの天板を彩色するデザインワークショップを開催し、8つのテーブルの天板に彩色を行った。

## ②納品後の対応について

令和6年3月22日、業務委託完了に伴い、町は株式会社乃村工藝社から納品物に関する取扱説明書を受領した。

その際、デザインワークショップで作成したテーブルについて、絵具の上にクリア塗装を施した「オリジナル品」であり、アルコールやシンナー類を使用して拭かないようにとの記載があった。

令和6年8月28日、町は、大磯町福祉作業所等連絡会との話し合いにおいて、上述のテーブルについて、ペイントが剥げてしまわないように透明のビニールシートを置くこととする旨を伝えた。

令和6年11月25日、町は上述のテーブルにガラスを設置する「大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階食堂テーブルガラス修繕」を、有限会社芦川硝子店を請負人として131,340円(税込)で発注した。令和6年12月14日に設置が完了し、町は、令和7年2月27日、請負人に131,340円(税込)を支出した。

## 2 監査委員の判断

### (1) 令和5年度の「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」について、次のように判断する。

#### ①契約の締結について

公募型プロポーザル方式は、法施行令第167条の2第1項の第2号の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当する随意契約とされている。

横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託は、この施設が、地域の方々との交流の拠点としてより一層活用され、共生社会の推進に資するよう、機能強化を図るために行うもので、リニューアル後は、飲食提供サービスや町内福祉事務所等で製造された加工食品等の製品の販売を予定していた。

こうしたリニューアルに際し、業務の実施方針、設計、工事・什器製作といった業務全体を一括して発注し、事業者からの企画・提案内容の競争によって、その企画力や知識・経験を活かすため、町は、契約締結の方法として、随意契約である公募型プロポーザル方式を選択した。

公募型プロポーザル方式は、価格による競争入札ではない随意契約となるため、目的、業務内容、募集方法、審査体制、審査基準等を定め、また、これらをまとめたものを公表するなど、競争性及び透明性を確保する必要がある。

今回の「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」の事業者の募集・選定については、公募型プロポーザル方式で実施することについての課内及び関係課との協議の記録は残されていないが、公募型プロポーザルの資料作成及び実施、選定委員会の設置及び選定委員会での審査についての起案が行われ、契約担当課である財政課も回議の上で決裁を得ており、起案文書による意思決定の上で実施されている。

「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託公募型プロポーザル募集要項」は、令和5年9月19日に公表された。この日は、参加申込書及び質問書の提出期限である令和5年9月29日の10日前である。

大磯町契約規則第3条には、一般競争入札の公告について、入札期日の10日前までに公告することが規定されている。

今回の「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」は、一般競争入札ではなく随意契約である公募型プロポーザル方式で行ったが、その日程は、大磯町契約規則第3条の規定に準じて定めたことであり、また、事業者の参加資格についても共同事業体による参加も可能としていることから、競争性や透明性の確保という点において、違法や不当に該当する点は見当たらない。

選定委員会については、設置について事前に決裁を得ており、委員構成を、障がい福祉の担当部局や契約担当部局を含む大磯町発注審査検討委員会の構成員である各部長とするなど、違法・不当に該当する点は見当たらない。

採点に関しても、事前に決裁を得た方法で行われており、価格の採点は参加者の提示する額に応じて機械的に採点されるため、すべての委員が価格について同じ点数となることについて、違法・不当に該当する点は見当たらない。

## ②事業費について

福祉課は、横溝千鶴子記念障害福祉センターのリニューアルに関する費用の見積りをカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社から徴取した。

その理由として、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が公共施設の改修及び指定管理者としての運営までを行っている実績を有しており、指定管理の自主事業として公共施設内でのカフェのデザインから運営までを行っている会社であったため、リニューアル後の食堂等の利活用に向けた再整備（改修）プランの提案と見積りを徴取したことについては、妥当性はあると考えられる。

見積りを徴取した事業者が分かる書類が存在していないものの、見積りの内容自体は存在しており、その見積りを基に、大磯町総合計画実施計画への位置付けや令

和5年度当初予算を計上した上で業務執行に至っていることから、妥当性を欠いているとは判断したい。

公募型プロポーザル方式による事業者の募集に際しては、令和5年9月19日、「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託公募型プロポーザル募集要項」に、見積上限額を11,440,000円（税込）とし、見積上限額を上回ったときは失格とするとして公表した。

このため、事業者の実施費用に関する提案に当たり、見積書に10,400,000円（税抜。税込にすると11,440,000円となる。）したことについては、上述の見積上限額を上回っていないため失格には当たらず、町と株式会社乃村工藝社が契約額11,440,000円（税込）で横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託についての契約を締結したことについて、違法・不当に該当する点は見当たらない。

その後、町、大磯町福祉作業所等連絡会及び株式会社乃村工藝社の間での打ち合わせにより、仕様の変更や数量の増減に伴い、成果に伴う金額が当初の契約額を上回ることとなったが、株式会社乃村工藝社の調整（値引き）により、当初の契約額を変更せずに業務が完了した。

本来であれば増額変更契約が必要となるところ、相手方の値引きによって当初の契約額のまま業務が完了し、令和6年3月22日の完成検査を経て、当初の契約額と同額を令和6年4月26日に支出しており、契約先に対する払い過ぎという事態は起きていないことから、違法・不当に該当する点は見当たらない。

(2) 令和6年度の「大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階食堂テーブルガラス修繕」について、次のように判断する。

#### ①横溝千鶴子記念障害福祉センター2階食堂テーブル製作について

横溝千鶴子記念障害福祉センター2階食堂のテーブルは、株式会社乃村工藝社が公募型プロポーザルの企画提案の際に提示したデザインワークショップに基づき、町、大磯町福祉作業所等連絡会及び株式会社乃村工藝社の間での打ち合わせを経て、8台のテーブルの天板に、障がいをお持ちの方や地域の方の参加型のワークショップ形式によって、野菜をスタンプで描いて製作されたものである。

このため、これらのテーブルの天板は、既製品ではなく特注品となり、こうした特注品について、耐久性や取扱上の注意について既製品とは異なる対応が必要となることは不自然ではないと考えられる。

また、天板自体に耐久性を持たせることが難しい中で、その補完のため、別の手立てを講じて天板の表面を保護することや、そのために必要な経費が別途発生することについては、妥当性はあると考えられる。

こうした観点から、株式会社乃村工藝社は、これらのテーブルに対するアルコールやシンナー類の使用について、取扱説明書に記載して町に注意を促していることや、町は、その取扱上の注意を認識したうえで、天板の保護のためにガラスを設置し、そのための経費を支出したことについて、違法・不当に該当する点は見当たらぬ。

### 3 結論

以上の判断により、本件監査請求の対象とする、令和5年度の「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」及び令和6年度の「大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階食堂テーブルガラス修繕」の業務の執行について、請求人の主張には理由がないものとして、これを棄却する。

### 第6 意見

監査の結果、上記第2の請求の内容に対する監査委員の判断に当たり、次のとおり意見を付する。

今回の「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託」について、予算要求時の見積書徵取に当たり、一部書類の不存在など、違法ではないが配慮に欠ける事務の執行が見受けられた。今後、事業を進めるに当たり、慎重な事務執行を行い、町民から誤解を招くことのないよう要望する。